

雇用調整助成金のご案内

厚生労働省では、震災に伴い休業等を実施する場合や被災者を雇用する場合に助成金・奨励金の特例措置等を設けています。

雇用調整助成金は経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員を一時的に休業させた場合などに、休業手当などの一部を助成する制度です。

(特例措置の内容)

震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小し、休業等を行う場合についても利用することができる特例措置を実施

(主な支給要件)

- ・最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少。
- ・休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る。
- ・災害救助法適用地域(古河市、結城市、守谷市、坂東市、八千代町、五霞町、境町を除く37市町村)に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象。

※このほかにも一定の要件があります。詳しくは茨城労働局、ハローワークにお問い合わせください。

(助成率)

厚生労働大臣が定める方法により算定した額に下表の率を乗じた額が支給されます。

		解雇等を行わない場合	教育訓練を行った場合の加算額
大企業(雇用調整助成金)	2/3	3/4	事業所内 2,000円 事業所外 4,000円
中小企業(中小企業安定助成金)	4/5	9/10	事業所内 3,000円 事業所外 6,000円

※受給額は1人1日あたり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

お問い合わせ先

茨城県労働局職業安定課 029-224-6218

公共職業安定所(ハローワーク) 水戸所、笠間所、日立所、筑西所、下妻所、土浦所、古河所、常総所、石岡所、常陸大宮所、龍ヶ崎所、高萩所、常陸鹿嶋所